

# 社会保障 **税** 番号制度が はじまります!

日本税理士会連合会

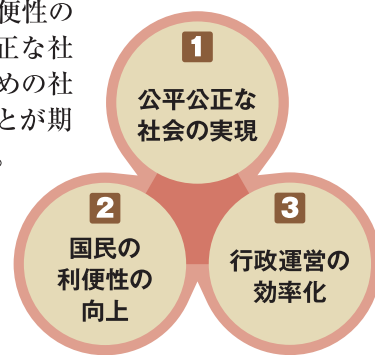
## 平成27年10月から個人番号通知スタート

### 社会保障・税番号制度とは…

**社会保障・税番号制度は**、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に基づき、国民一人ひとりに対し『個人番号』、法人等に対し『法人番号』をそれぞれ付番し、これらの個人番号及び法人番号の活用及び保護を図ることを目的として導入された制度です。

**社会保障・税番号制度の導入により**、①行政手続の無駄を排除し、行政運営の効率化を実現すること、②行政手続の簡素化により国民の負担を軽減し、利便性向上を図ること、③より正確な所得把握を実現し、国民の社会保障を受ける権利を守ること等の実現が期待されています。

また、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認を行うことにより、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤となることが期待されています。



### 個人番号・法人番号とは…

#### 個人番号

住民票を有する全ての国民、中長期在留者・特別永住者等の外国人に付番される番号

#### 法人番号

国の機関・地方公共団体・会社法等の法令に基づき登記された法人、人格のない社団等に付番される番号

#### 利用範囲

個人番号の利用範囲は、税・社会保障・災害対策に関する事務に限定されています。

**税** 税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載

**社会保障** 年金の資格取得の確認・給付、雇用保険等の資格取得の確認・給付、医療保険等の手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策

**災害対策** 被災者生活再建支援金の支給、被災者台帳の作成等

### 特定個人情報・保護措置とは…

**特定個人情報とは**、『個人番号をその内容に含む個人情報』を指し、個人番号及び個人情報が記録された書類・電子ファイルなどがこれに該当します。

**番号法では、特定個人情報を取り扱うすべての事業者**に保護措置を義務付けています。

**この保護措置は**、①特定個人情報の利用制限、②特定個人情報の安全管理措置等、③特定個人情報の提供制限等の3つに大別されます。

これらの保護措置に違反した場合は、以下のような罰則が科されます。

(例)

- 特定個人情報ファイル(※)の不正提供……………4年以下の懲役or200万円以下の罰金or併科
- 個人番号の不正提供又は盗用……………3年以下の懲役or150万円以下の罰金or併科

※「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル(データベース等)



## 税理士と番号制度の関わり…

**税理士は、税の専門家としての業務の中で納税者の個人番号の提供をうけて取り扱うことになります。**

税理士は、提供をうけた個人番号が納税者の大切な情報であることを認識し、『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)』のほか、『税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック』に基づき、個人番号を適正に取り扱う必要があります。

税理士は、確定申告書等の税務書類や源泉徴収票の作成などにおいて納税者の個人番号を取り扱います。(参考:源泉徴収票の様式)▶

また、**税理士は、顧問先の身近な相談相手として、適切な指導役を果たすことが期待されています。**

別表第六十 平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 (仮称名)	個人番号					
氏名							
種別	支払金額	給与所得控除等の給与等の金額	源泉徴収額の合計額	源泉徴収税額			
控除対象配偶者の有無	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数	障害者の数	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有・無	円	人	人	円	円	円	円
控除対象配偶者	氏名	個人番号					
控除対象扶養親族	氏名	個人番号					
	氏名	個人番号					
	氏名	個人番号					
	氏名	個人番号					
	氏名	個人番号					
	氏名	個人番号					
支払者	住所(居所)又は所在 氏名又は名称	個人番号又は法人番号					

(掲載) 日本工業規格 A 5)

## 今後のスケジュール…

**個人番号は**、市区町村から平成27年10月より順次「通知カード」が送付され、その後、平成28年1月1日より、申請により『個人番号カード』が交付されます。「通知カード」の有効期限は、『個人番号カード』の交付を受けるまでの間となります。

**法人番号は**、平成27年10月より順次通知・公表されます。

**個人番号・法人番号は、平成28年1月1日以降、手続きごとに順次利用が開始されます。**

## 制度が始まる前に準備すること…

### 番号取扱事務・担当者の確認

事務所の業務において、個人番号及び特定個人情報(特定個人情報等)を取り扱うこととなる事務作業を確認し、事務取扱担当者を決めましょう。

### 事務所レイアウト等の見直し

事務所レイアウト等の見直しをし、取り扱う特定個人情報等が担当者以外に見えないように工夫しましょう。

### 会計ソフト・システムの変更

会計ソフト・システム等を番号制度に対応した内容とし、またセキュリティソフト等を活用して、特定個人情報等を安全に管理するための準備をしましょう。

### 事務所職員等の教育・指導

特定個人情報等を適切に管理するには、職員の理解が重要です。情報共有を図るとともに、研修等を実施しましょう。

## 関連情報…

### 国税庁HP「社会保障・税番号制度について」

<https://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

### 内閣官房HP「社会保障・税番号制度」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

### 特定個人情報保護委員会HP

<http://www.ppc.go.jp/index.html>



発行

 日本税理士会連合会

品川区大崎1-11-8 日本税理士会館 8階  
03-5435-0931(代) <http://www.nichizeiren.or.jp/>

